

会員の皆様へ

不正改造車を排除する運動の実施について

令和2年 5月 1日
滋賀県トラック協会
(適正化事業運営委員会)

平素は当協会の事業運営等につきましてご理解ご協力賜わり厚く御礼申し上げます。
さて、今般、標記運動について、滋賀運輸支局長より下記のとおり通知がありましたので、ご案内するとともに本運動にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

近運滋整第7号の3
令和2年 4月20日

一般社団法人滋賀県トラック協会会長 殿

近畿運輸局滋賀運輸支局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなることが、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあります。

また、令和元年には大型トラックの荷台上部に「不正なあおり」を取り付ける不正改造を行ったことから、道路運送車両法違反の疑いで運送会社の社長が書類送検されました。

このような状況に鑑み、近畿運輸局では令和2年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととし、当局における事情を勘案した実施細目（近畿地方版）を作成し本運動を実施することとしましたので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、本運動の実施について、貴会傘下会員様に対しご周知方いただけますようお願い申し上げます。

1. 実施時期 令和2年6月1日（月）～同年6月30日（火）
2. 実施事項 別添「実施事項」のとおり（抜粋）

「不正改造車を排除する運動」実施事項

令和2年3月
近畿運輸局

(当協会関係部分のみ)

I. 近畿運輸局、管内各運輸支局及び神戸運輸監理部（一部事項は管内各自動車検査登録事務所）実施事項

(省略)

II. 自動車技術総合機構実施事項

(省略)

III. 軽自動車検査協会実施事項

(省略)

IV. 協議会構成団体実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 協議会構成団体共通

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

また、協議会構成団体の地方組織は、強化月間においては、マスメディア、SNSを利用して10～30代の世代に関心を持ってもらえるような広報を積極的に実施し、事務所・店舗来訪者に対し、チラシを配布することにより、不正改造への認識浸透を図る。なお、協議会各構成団体のホームページを活用する際は、会員外にも閲覧できるよう配慮する。

- ② 協議会は、国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

- ① 本運動の目的、実施事項、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知、浸透を図る。
- ② 不正改造車等に関する情報等（インターネットサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。以下同じ。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等への情報等の提供を行うよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

協議会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査等の実施に協力する。

(4) 傘下会員・事業者への指導等

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。

また、強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

(5) 地方独自の実施事項等

協議会構成団体の地方組織は、近畿運輸局又は各運輸支局が策定する強化月間及び

実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

なお、協議会構成団体（地方組織を除く。）は、東京地域強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する

(6) その他

特に、強化月間においては、以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、傘下会員・事業者を指導する。

2. 各事業者別実施事項

●**認証・指定整備事業者**《近畿地区自動車整備連絡協議会、（一社）各県自動車整備振興会 等》

●**車体・電装・タイヤ整備事業者**《近畿自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品

●**自動車販売事業者**《自販連近畿ブロック協議会、中販連近畿連絡協議会、軽自動車近畿ブ

●**車体架装事業者**《（一社）日本自動車車体工業会近畿支部 等》

（以上各省略）

●**貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体**《（一社）近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会、（一社）大阪自動車回送協会 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付など）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。

② 自家用協会においては、自家用自動車を選任している整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう各運輸支局と連携して周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

(以下各省略)

- 自動車部品・用品販売事業者《関西ディーゼルポンプ振興会（DP連）等》
- 石油販売事業者《全国石油商業組合連合会近畿ブロック会 等》
- 旅客自動車運送事業者《近畿バス団体協議会、近畿ハイヤータクシー協議会、各府県タクシー協会 等》
- 自動車大学校・整備専門学校、自動車短期大学 等
- 他の関連事業者《その他協議会団体》

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責 氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。